

# 平成23年度定期防衛監察の結果について

平成24年9月12日

防衛省防衛監察本部

## 【目 次】

第 1 全般	1
第 2 入札談合防止	
1 概要	1
2 監察の基本的考え方	1
3 監察の実施方法	1
(1) アンケート	1
(2) 実地監察	2
4 監察の結果	2
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	2
(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度	1 1
(3) 入札談合の防止に対する職員の意識	1 2
(4) 年度末の予算執行	1 3
5 改善策	1 3
(1) 入札談合防止に向けた施策等について	1 4

(2) 法令等の理解・教育の充実及び入札談合の防止に対する知識及び意識の向上	18
(3) 年度末の予算執行	18
6 その他	18

### 第3 法令遵守の意識・態勢

1 概要	19
2 監察の概要	19
(1) 基本的考え方	19
(2) 実地監察の概要	19
3 実地監察の結果	19
(1) 各機関等に共通する事項	19
(2) 陸上自衛隊	24
(3) 海上自衛隊	28
(4) 航空自衛隊	29
(5) 統合幕僚監部	30
(6) 技術研究本部	31
(7) 防衛医科大学校	32

4	今後の予定	3 2
---	-------	-----

#### 第4 個人情報保護の状況

1	概要	3 3
---	----	-----

2	監察の概要	3 3
---	-------	-----

(1)	基本的考え方	3 3
-----	--------	-----

(2)	実地監察の概要	3 3
-----	---------	-----

3	実地監察の結果	3 3
---	---------	-----

(1)	内部部局及び各幕僚監部による取組	3 3
-----	------------------	-----

(2)	各機関等における個人情報保護の状況	3 4
-----	-------------------	-----

4	今後の予定	3 6
---	-------	-----

#### 第5 情報漏えい等の未然防止

1	概要	3 7
---	----	-----

2	監察の概要	3 7
---	-------	-----

(1)	基本的考え方	3 7
-----	--------	-----

(2)	実地監察の概要	3 7
-----	---------	-----

3	実地監察の結果	37
(1)	情報漏えい等事案を生起させた部隊等における取組状況	37
(2)	上級司令部等における取組状況	38
4	今後の予定	38
別紙第1	アンケート実施対象機関等（入札談合防止）	39
別紙第2	アンケート結果の概要（入札談合防止）	40
別紙第3	実地監察の対象機関等（入札談合防止）	42
別紙第4	実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）	43
別紙第5	実地監察の対象機関等（個人情報保護の状況）	44
別紙第6	実地監察の対象機関等（情報漏えい等の未然防止）	45

## 第1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成23年度に実施した「入札談合防止」、「法令遵守の意識・態勢」、「個人情報保護の状況」及び「情報漏えい等の未然防止」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

## 第2 入札談合防止

### 1 概要

平成23年度においては、平成22年度定期防衛監察の結果について（平成23年8月24日。以下「平成22年度報告」という。）を踏まえつつ、装備品等及び役務の地方調達を対象として監察を行った。

### 2 監察の基本的考え方

平成23年度の監察においては、以下の観点から調査を行うことを基本的な方針とした。

#### (1) 入札談合防止を目的とした施策の実施状況

ア 平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（平成21年12月21日防衛大臣指示第6号。以下「平成21年度防衛大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況

イ 平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（平成23年11月21日防衛大臣指示第6号。以下「平成23年度防衛大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況

ウ 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案（以下「第1補給処事案」という。）を受けて平成22年12月14日に公表された報告書に記載された改善措置に基づく施策の実施状況

エ その他入札談合防止に向けた施策の実施状況

#### (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）等の法令の遵守状況

### 3 監察の実施方法

#### (1) アンケート

ア 対象機関等及び回答者数

別紙第1のとおりである（総回答者数 2,097名）。

イ 結果

別紙第2のとおりである。

## (2) 実地監察

- ア 対象機関等  
別紙第3のとおりである。
- イ 内容  
調達等関係職員との面談及び契約関係書類の調査を行った。
- ウ 延べ日数・人数  
監察に充てた延べ日数は40日、面談相手の延べ人数は231名である。

## 4 監察の結果

### (1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

#### ア 競争性の拡大

##### (ア) 競争性の拡大状況

##### a 競争性のある契約方式

一般競争契約、公募を行った上での指名競争契約等、競争性のある契約方式の拡大状況について調査を行ったところ、多くの対象機関等において、少額随意契約（以下「少額随契」という。）を行うことが可能な金額の上限を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）が定める金額から引き下げるなどして、競争性のある契約方式の拡大に努めていた。

しかし、全案件に占める随意契約案件の割合が6割を超える対象機関等があるなど、競争性のない契約方式の割合は、なお高い状況にあった。このような随意契約案件の中には、ライセンス国産の案件等、随意契約によるほかない案件も多数含まれていたが、一般競争入札によることも可能な汎用品の調達案件も含まれていたことからすれば、競争性のある契約方式を拡大する余地がある。

##### b 一者応札、一者応募

競争性のある契約方式が採られた場合でも、入札参加者や公募の応募者が一者のみで、結果として業者間の競争が生じなかった案件が多く見受けられた。一部の対象機関等では、競争性のある契約方式が採用された案件のうち、約8割が一者応札や一者応募（以下「一者応札等」という。）であった。

このような案件の中には、複数の業者による応札、応募が困難と思われる防衛専用装備品の調達案件等も多数含まれていたが、複数の業者が応札することが可能な汎用品の調達案件も含まれていたことからすれば、複数の業者の参入を促すことにより競争性を拡大する余地がある。

(イ) 競争性拡大のための施策の実施状況

a 競争性のある契約方式拡大のための施策

ほとんどの対象機関等では、競争性を拡大するため、予決令上は少額随契が可能な案件についても一般競争入札を実施したり、少額随契案件をまとめて一般競争入札を実施したりしていた。

また、一部の対象機関等では、公募で複数の業者が応募してきた案件については、次回以降一般競争入札に付したり、応札者が一者と見込まれる案件でも複数の業者の応募を期待して公募に付すなど、競争性のある契約方式の拡大に努めていた。

b 一者応札等を減らすための施策

(a) 一者応札等の原因分析

幾つかの対象機関等では、一者応札等となった全ての案件について、原因を積極的に分析しており、例えば、これまで応札していた業者が応札しなくなった場合、その理由を業者に問い合わせるなどしていた。一方、一者応札等の原因を全く分析していない対象機関等も一部に存在した。

(b) 公告等を掲示する場所の拡大

幾つかの対象機関等では、入札や公募（以下「入札等」という。）に参加する業者を増やすため、公告や公示（以下「公告等」という。）場所を地元商工会議所、近傍の駐屯地・基地等にまで広げていたが、多くの対象機関等は、庁舎の掲示板やホームページに掲示するにとどまっていた。

(c) 公告等の期間の延長

ほとんどの対象機関等は、公告の期間を2週間以上確保したり、公募を通年で行ったりして、公告等の期間の延長に努めていたが、予決令どおりの公告期間しか設けていない対象機関等も一部に存在した。

(d) 新規業者の開拓

これまで入札等に参加していなかった業者を対象に、新規業者説明会を開催したり、地元商工会議所の会合に参加して入札等に参加するよう呼びかけたりするなど、新規業者の開拓を積極的に行っていた対象機関等が多くあった一方、新規業者の開拓を全く行っていない対象機関等も幾つか存在した。

(ウ) 小括

以上のとおり、対象機関等においては、いずれも競争性を更に拡大する余地があり、多くの対象機関等では、複数の少額随契案件をまとめて一般競争入札に付したり、公告等を広く周知するための取組を行ったりして競争性拡大のための施策を積極的に実施している。しか



し、これら競争性拡大のための施策は業務手順として明文化されておらず、担当者等が独自に行っているにすぎないことから、その継続性には疑問がある。また、競争性拡大のための施策をほとんど実施していない対象機関が幾つか存在するなど、競争性拡大のための施策の実施状況は、全般的に十分とは言い難い。

#### イ 不正防止に向けた組織体制

##### (ア) 予定価格の算定と契約の分離

ほとんどの対象機関等では、予定価格の算定と契約を別の係又は担当者が担当しており、特段の問題は認められなかったが、これらの業務を同一の職員が担当している対象機関等も一部に存在した。

##### (イ) 指名随契審査会等

対象機関等には、指名競争入札や随意契約を行おうとする案件について、契約方法や契約相手方の適否、仕様書等の適否の検討を目的とする指名随契審査会等の審査会が設けられていた。

審査会の活動状況について、多くの対象機関等では、定期的に行われる審査会において、仕様書に競争性を阻害するような記載がないかなどについて審査が行われ、その結果、仕様書が修正された例が複数あるなど、審査会が実質的に機能していた。一方、審査会の開催頻度が低く、審査会により仕様書が変更された例も見当たらないなど、審査会が形骸化していることがうかがわれる対象機関等も幾つか認められた。

次に、審査会の議事録について、多くの対象機関等は、審査会における出席者の発言等を取りまとめた議事録を作成していたが、幾つかの対象機関等は、議事録を作成していなかったため、審査結果を事後的に検証することが困難な状況にあった。議事録作成の必要性については、平成22年度報告でも提言したところであるが、幾つかの対象機関等では、なお改善が見受けられない状況にあった。

##### (ウ) 仕様書等の点検体制

入札状況に係る報告等に関する措置について（経装第6187号。23.5.17）は、第1補給処事案の再発防止の重要性に鑑み、平成23年10月1日以降、一定の要件を満たす案件につき、「物品・役務等調達関係チェックシート」を用いて仕様書の点検を行うよう調達要求部署に求めているところ、同日以降に監察を行った全ての対象機関等において、同チェックシートを用いた仕様書の点検が行われていた。

また、多くの対象機関等では、調達要求部署だけでなく契約部署も競争性確保の観点から点検を行っており、仕様書が特定の業者に有利とならないよう努めていた。一方で、そのような取組を行っていない

対象機関等も幾つかあり、当該対象機関等では、上記チェックシートによる点検開始前に作成された仕様書に問題が発見された例も確認された。例えば、機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（経装第14440号。22.11.22）によれば、特定の製品名をカタログ仕様書に記載する必要がある場合は、その理由を記載した製品指定理由書等を作成しなければならないが、一部の対象機関等では、製品指定理由書等を作成していなかった。

なお、平成22年度報告において、一部の対象機関等が「購入予定業者名」欄が設けられた調達要求書を使用しているため、調達要求部署が契約相手方をあらかじめ決定しているとの誤解を招くおそれがある旨指摘したところであるが、同調達要求書の書式を定めていた機関等が「購入予定業者名」欄を削除したことが本年度の監察により確認された。

(エ) 3年以上配置替え等のない調達等関係職員

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（防人1第262号。14.1.17）によれば、業者との癒着防止のため、調達等関係職員を3年未満で配置替え又は補職替え（以下「配置替え等」という。）しなければならないところ、多くの対象機関等では、同通達に従い、職員の配置替え等を適切に行っていたが、幾つかの対象機関等では、調達等関係職員の範囲を誤って解釈していたことから、3年以上配置替え等されていない調達等関係職員が多数存在していた。

(オ) 会計監査機能

平成23年度会計監査項目の重点について（防経監第2175号。23.3.3）は、平成21年度防衛大臣指示等で示された改善措置の一部について、重点的に監査するよう求めているところ、ほとんどの対象機関等は、上記重点項目について、会計監査を適切に実施していたが、幾つかの対象機関等は、重点項目の一部について、会計監査を行っていないかった。

また、会計監査を行ったにもかかわらず、3年以上配置替え等されていない調達等関係職員が存在することを看過するなど、会計監査が十分に機能していないと思われる対象機関等が幾つか存在した。

さらに、一部の対象機関等では、会計監査官は、上司である会計課長の命を受けて会計監査を行うこととされているが、このような制度では、会計監査の独立性が確保しにくくなるおそれがある。

(カ) 小括

以上のとおり、多くの対象機関等では、調達業務を複数の職員が分担して行っている上、仕様書について複数の部署が点検したり、指名

随契審査会等で審査を行ったりして不正防止に努めている。

しかし、そのような取組が十分に行われていない対象機関等も幾つか認められ、競争性確保の観点から問題がある仕様書がなお存在したり、会計監査が十分に機能していないなどの問題が散見されるなど、不正防止のための組織体制には、なお不十分な点がある。

#### ウ 業界関係者との対応

##### (ア) 情報保全措置

ほとんどの対象機関等では、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領について（防経装第8303号。19.8.30。以下「対応要領」という。）を遵守しており、会議室やパーティションにより区画された執務室内の面談場所等、情報保全上問題のない場所で業者対応を行っていた。また、多くの対象機関等では、これに加えて、執務室入口に業者の立入りを禁ずる旨や、対応要領の概要を掲示するなど、情報保全のため更に工夫をしていた。このような取組は、前年度と比べて広がる傾向にあり、情報保全措置が施された場所での業者対応を徹底するようにとの平成21年度防衛大臣指示の趣旨に沿う取組として、評価できる。

しかし、幾つかの対象機関等では、パーティションがいまだ設置されていなかったり、その高さが十分でないなど、情報保全の観点から改善を要する例がなお散見された。

##### (イ) 接触状況

ほとんどの対象機関等では、対応要領等に従い、原則として複数の職員で業者対応を行っていた。しかし、幾つかの対象機関等では、職員の数が少ないことなどを理由に、単独で対応する例も散見された。もっとも、このような対象機関等の中には、管理者の目が届く執務室内の応接場所で業者対応をすることにより、対応要領等の趣旨を大きく損なわないよう留意しているところもあった。

##### (ウ) 防衛省の退職者の確認

対応要領は、業者と対応するに当たって、業者が防衛省の退職者（以下「OB」という。）か否か確認するよう求めているが、多くの対象機関等では、OB確認が必要であることを職員が知らない、OBか否か尋ねることに心理的な抵抗があるなどの理由から、OB確認が十分に行われていなかった。

##### (エ) 接触報告書

監察で調査した限りでは、業者から働きかけを受けた場合に作成しなければならない接触報告書の作成例はなかった。

(オ) 来訪記録簿等の作成

多くの対象機関等では、来訪業者を把握するため、業者との接触日時、目的等を職員が記録していた。

また、幾つかの対象機関等では、来訪した業者に対し、来訪日時、目的、面会の相手方等を記入する用紙（以下「来訪記録簿」という。）への記入を求めていた。そのような対象機関等の中には、来訪記録簿に〇Ｂ欄を設け、職員が尋ねなくても〇Ｂ確認ができる工夫をしていたところもあった。

一方、過去の来訪記録簿を適宜回収せずに、そのまま業者に閲覧させていたため、いつ、どの業者が来訪したかが他業者に分かる状態にあった対象機関等も幾つか存在した。

(カ) 対応要領の掲示

幾つかの対象機関等では、執務室内等に対応要領の内容を掲示していたが、このような取組は、職員及び業者に対する注意喚起になることから評価できる。

(キ) 小括

以上のとおり、〇Ｂ確認等にやや不十分な点はあるものの、多くの対象機関等では、対応要領を遵守している上、来訪記録簿等を作成して、来訪業者及び対応した職員を記録したり、一部の対象機関等では、〇Ｂ確認を合理的に行えるよう来訪記録簿の記載項目を工夫したり、業者対応については、一定の取組が行われている。

しかし、情報保全上好ましくない場所で業者と対応している例も散見されることから、そのような対象機関等については、業者対応を改善する必要がある。

また、多くの対象機関等において、対応要領の理解が十分でない職員が散見され、特に、入札等の契約事務に直接関わらない調達等関係職員にその傾向が認められたことから、教育についても改善する必要がある。

エ 契約事務手続の実施状況等

(ア) 予定価格

a 予定価格の算定

多くの対象機関等は、予定価格を適正に算定していたものの、ある対象機関等では、医薬品の調達案件について、業者からの情報提供がなかったという理由から、薬価が引き下げられたにもかかわらず、引下げ前の薬価を予定価格としていた。

また、幾つかの対象機関等では、業者の見積価格をそのまま予定価格としており、見積りをした業者が予定価格を容易に推定できる状態にあったが、このような予定価格の算定方法も改善する必要がある。

ある。

b 予定価格等の取扱い

ほとんどの対象機関等は、積算価格等、予定価格を推定できる資料や予定価格（以下「予定価格等」という。）を鍵のかかる書庫等に保管して漏えい防止に努めており、その取扱いに特段の問題はない。

しかし、幾つかの対象機関等では、以下のとおり、予定価格等の漏えい防止の観点から妥当でない取扱いが見受けられた。

- ① 予定価格案が予算額の範囲内であるか確認する目的から、予定価格作成担当課以外の課の職員が、予定価格案の点検を行っていた。
- ② 決裁後の予定価格調書を、のり付けされていない封筒に入れて保管していた。
- ③ 予定価格の電子データが共有フォルダに保管されており、全課員が同データを閲覧できる状態にあった。

このうち①及び③については、平成22年度報告でも同様の指摘を行ったところであり、複数年度にわたって同様の問題が発見されたことからすれば、多くの機関等にこの問題が潜在しているおそれがある。

(イ) 入札公告

a 公告期間

(a) 予決令第74条によれば、契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならないが、急を要する場合には、その期間を5日まで短縮することができることとされている。

しかし、ある対象機関等が行った一般競争契約において、災害等特段の外的要因がなく、「急を要する場合」に該当しないにもかかわらず、公告期間を10日未満しか設けていない案件が認められた。

(b) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第5条第1項によれば、契約担当官等は、同令の規定が適用される調達契約（以下「政府調達契約」という。）につき、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（政府調達に関する申合せ（アクション・プログラム実行推進委員会。3.11.19）によれば、政府調達契約における物品等の入札については40日を特別の事情がない限り50日に延長することとさ

れている。)に官報により公告しなければならず、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができることとされている。

しかし、ある対象機関等が行った政府調達契約において、「急を要する場合」に該当しないにもかかわらず、公告期間を40日未満しか設けず、かつ、官報による公告もしていない案件が認められた。

調査の結果、その原因は政府調達契約についての知識が十分でない上級機関の隊員が、適法な公告期間を設けることが困難な年度末近くになって予算の配分を行った上、ある物品を調達するよう指示したところ、当該対象機関等の隊員が同指示に対し、何ら異を唱えることなく調達を行ったためであることが判明した。

b 記載内容の過誤等

一部の対象機関等では、入札公告の工事区分（舗装、土木等）を誤って記載したため、入札参加資格のない業者が工事を受注した案件があったほか、入札公告に契約条項を記載していなかったり、同等品確認申請書の提出期限等を記載していなかったりするなど、記載内容に不備がある案件があった。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）により公表することが求められている事項の一部が公表されていない例も認められた。

(ウ) 入札

a 入札実施態勢

監察で調査した限りでは、対象機関等は、いずれも複数の職員を立ち合わせて入札を行っていた。対象機関等の中には、契約担当者に加え、原価計算担当者や要求部署の担当者が入札に立ち会うなど、入札の透明性・公正性の確保に努めていたところもあった。

その一方で、予決令上、郵便入札等の際に立ち合わせることが必要な「入札事務に関係のない職員」を立ち合わせずに入札を行っていた対象機関等が幾つか存在した。

b 入札実施回数

装備品等及び役務の調達における改善措置について（防経装第8632号。18.9.7）によれば、入札実施回数は原則2回までとされている。

しかし、多くの対象機関等において、2回を超える入札を実施した案件が見受けられた。これらの案件については、予定価格と最低入札金額の差が僅かであり、入札を継続すれば落札が見込まれるなどという理由から、契約担当官等の了解の下、2回を超える入札を

行ったことがうかがわれるものの、例外的措置を採った経緯や理由が記録されていないため、その妥当性を事後的に検証することが困難な状態にあった。

また、一部の対象機関等では、職員が通達内容を知らなかったために、2回を超える入札を実施していたり、契約担当官等の了解を得ずに2回を超える入札を実施していたりした例があった。

なお、2回を超える入札を行った経緯等の記録化については、平成22年度報告においてその必要性を提言したところであるが、この点については、十分な改善が見受けられない。

c 入札の辞退

幾つかの対象機関等では、指名競争入札の1回目の入札において、落札業者以外の入札参加業者が「辞退」と書いた札を入札し、一斉に辞退する案件が多数見受けられた。

また、官側は、業者に対し、応札の意思を確認の上指名を行っており、初回入札での辞退は不自然であるにもかかわらず、対象機関等は、辞退の理由を業者に尋ねていなかった。

(エ) 翌年度納入

ある対象機関等の隷下部隊では、年度末に行われた契約について、納品が翌年度となった、いわゆる翌年度納入の案件が認められた。

(オ) 小括

以上のとおり、契約事務手続については、一部の対象機関等において、複数の法令違反が散見されたほか、予定価格の算定方法、公告の記載内容等にも問題が認められる例が幾つか認められたことから、改善を要する問題点がある。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証

(ア) 入札談合情報の取扱い

a 公正取引委員会への通知状況

監察を行った時点では、対象機関等が公正取引委員会に入札談合情報を通知していた案件はなかった。

b 談合情報対応マニュアルの理解度等

一部の対象機関等では、公正取引委員会との入札談合に関する情報の連絡体制等について（経施第7927号。20.6.27。以下「談合情報対応マニュアル」という。）について繰り返し教育を行っていたことから、その理解度は高かった。

しかし、ほとんどの対象機関等では、談合情報対応マニュアルと公益通報者保護制度を混同している職員が多数いるなど、その理解度は不十分であった。

#### (イ) 公益通報者保護制度

ほとんどの対象機関等では、公益通報者保護制度を知らない職員が散見されたり、制度の存在を知っていても、通報窓口や通報の方法について知らないなど、理解が不十分な職員が多数存在した。

#### (ウ) 入札結果の事後的検証

多くの対象機関等では、入札結果の事後的検証態勢を強化せよとの平成21年度防衛大臣指示に基づき、入札結果の検証に積極的に取り組んでいた。

昨年度は、落札率等に着目し、入札談合の兆候について分析できるツールを独自に開発、利用していた機関があったが、本年度は、通常業務において端末に入力されるデータから必要なデータを抽出し、事後的検証に用いるための資料を自動的に作成できる優れたツールを作成、利用していた対象機関等があった。その一方で、事後的検証に必要なデータを手作業で端末に入力し、検証を行っていた対象機関等も幾つかあった。このように事後的検証を行っていることは評価できるものの、検証を行う案件や分析の項目が限られているなど、取組にはなお改善の余地がある。

他方、幾つかの対象機関等では、多忙であることや検証の方法が分からないことを理由として事後的検証を行っていなかったが、多忙であっても少数の品目について検証を行うことは可能であり、方法については他機関等に尋ねることができることから、事後的検証を全く行わないことは妥当でない。

#### (エ) 小括

以上のとおり、談合情報対応マニュアル及び公益通報者保護制度の理解度並びに入札結果の事後的検証の状況については、対象機関等ごとに大きな差があり、入札過程の監視及び入札結果の検証が不十分な対象機関等も幾つか存在している。

### (2) 教育の実施状況及び法令等の理解度

#### ア 教育の実施状況等

教育の実施について、多くの対象機関等では、平成21年度防衛大臣指示等を踏まえて、機関等の長を始めとした管理者の指導の下、入札談合防止及び調達の適正化等に関する教育を積極的に行っていた。しかし、ほとんどの対象機関等では、入札談合防止等の教育に関する業務計画や教育計画を策定しておらず、教育は計画的とは言えない状況にあった。

教育内容について、幾つかの対象機関等では、関係法令、過去の入札談合の事例等、多様な内容を分かりやすくまとめた資料を作成し、同資料に基づいた教育を行っていた。その一方で、関係法令を列挙した程度の教育資料を用いて、年1回1時間程度の教育を行ったにすぎない対象



機関等も一部に見受けられた。

教育効果の把握について、幾つかの対象機関等では、教育後、アンケートを行って職員の理解度を把握していた。このような取組は、平成21年度防衛大臣指示に沿うものであり、評価できる。

なお、幾つかの対象機関等では、調達要求部署の職員に教育が行われていないなど、対象者の選定に問題がある状況も確認された。

#### イ 法令等の理解度

実地監察前に行ったアンケートによれば、「入札談合に関する法律の内容について部下や他者に説明できるくらい知っている」と回答した者の割合が約12%、「公共調達の適正化を図るための通知等の内容について部下や他者に説明できるくらい知っている」と回答した者の割合が約10%といずれも低い割合にとどまっていた。

また、実地監察の際行った面談によれば、理解度確認のためのテストを行っていた対象機関等の職員の理解度は相対的に高い傾向にあったが、それ以外の職員の理解度は良好とは言い難い状況にあり、特に入札事務に直接従事しない調達要求部署の職員の理解度が十分でない傾向にあった。

#### ウ 小括

以上のとおり、ほとんどの対象機関等において入札談合防止及び調達の適正化等に関する教育が実施されているものの、計画的でなく、教育内容が十分でない対象機関等も一部に見受けられる。また、教育効果の把握も多くの対象機関等で行われておらず、職員の職務内容に応じた教育も行われていない結果、教育内容の理解度はいまだ不十分な状態にある。

### (3) 入札談合の防止に対する職員の意識

事前に実施したアンケート結果では、約93%の職員が入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答している上、面談の際にも「談合はどこでも起こり得る」、「官製談合防止のため、しっかりとぐらゐの教育が必要である」などと述べる職員が数多く存在したことからすれば、入札談合防止に対する職員の意識は全般的に高いことがうかがわれる。

特に、機関等の長や管理者の指導の下、入札結果の事後的検証について進んだ取組をしていたり、入札談合防止に関する通達類を理解している職員の割合が他と比べて高い傾向にあったりする機関等では、入札談合のリスクを適切に理解し、第1補給処事案についても身近なものとして捉えているなど、入札談合の防止に対する職員の意識が高い傾向があった。

一方で、事後的検証についてほとんど取組を行っていなかったり、入札談合防止に関する通達類を理解している職員の割合が他と比べて低い傾向

にあったりする機関等では、面談の際、「談合は起こらない」、「組織ぐるみでの不祥事は起こり得ない」などと根拠なく述べるなど、入札談合のリスクを理解していない職員が複数おり、第1補給処事案についても、「取扱額が小さいから、航空自衛隊第1補給処のような事案は起こらない」などと述べ、同事案を他人事のように考えている職員が複数いるなど、入札談合の防止に対する職員の意識が相対的に低い傾向にあった。

#### (4) 年度末の予算執行

多くの対象機関等では、平成20年度から平成22年度までの各年度末における各科目の残予算がいずれもゼロで、予算全額が使い切られた状態であり、年度末に予算を残さず使い切ることを目的として不要不急の物品を購入したり、業者に予定価格を漏えい又はほのめかしたりすることにより残予算と同額で契約を行ったりして、残予算をゼロとした（以下、このような調達を「ゼロ調整」という。）のではないかと疑われかねない状況にあった。

この点、調達等関係職員の中には、面談の際、「必要な物を調達した結果として残予算がゼロとなった」などと述べる者もいたが、調達する物品が1円単位の少額のものでもない限り、年度末最後の契約において、何年度にもわたって残予算と契約金額が1円単位まで符合することは不自然であると言わざるを得ない。

平成24年度の監察においては、機関等が平成23年度防衛大臣指示を受けて、どのような取組を行っているか、ゼロ調整が行われていないかに着目して監察を実施することとする。

## 5 改善策

対象機関等においては、平成21年度防衛大臣指示及び第1補給処事案の報告書を踏まえた改善措置が採られているものの、その程度には、前記のとおり相当な差が見受けられる。

機関等においては、今後、以下の改善策を実施することにより、このような差をなくし、入札談合防止に向けた取組の全省的な底上げを図ることが期待される。

なお、改善策に真摯に取り組む雰囲気醸成し、組織内の全ての者の意識に影響を与え得るのは機関等の長を始めとする幹部職員であるから、これらの職員がリーダーシップを発揮することは、以下の改善策を実施する上で極めて重要である。そこで、機関等の長を始めとする幹部職員は、以下の改善策の必要性、重要性を自ら十分に理解し、改善策を断行するという確固たる意思を示して部下職員を適切に指導することが必要である。

## (1) 入札談合防止に向けた施策等について

### ア 競争性の拡大

競争性を拡大するためには、特に汎用品の調達に関し、少額随契が許される金額の上限を引き下げたり、少額の調達要求をまとめることにより、随意契約案件をできる限り一般競争契約に移行するなど、競争性のある契約方式を拡大する必要がある。

さらに、競争性を実質的にも拡大するためには、一者応札等の案件を始めとする少数の業者しか競争に参加していない案件に着目し、業者間で競争が行われるような施策を実施する必要がある。

その際、機関等では、管理者の適切なリーダーシップの下、調達要求部署及び調達実施部署が少数の業者しか競争に参加しなかった原因を協働して分析し、その結果を踏まえ、他の機関等における施策も参考にしつつ、①近隣の駐屯地、自治体、商工会議所等への公告等の場所の拡大、②公告等の期間の延長、③新規業者説明会の開催、④入札参加資格、公募の条件の緩和等、多数の業者を入札等に参加させるための施策を行う必要がある。また、このような施策を継続させるため、当該施策を内部規則により明文化することが望ましい。

機関等においては、このような施策を実施した後、競争性の拡大状況を確認し、競争性拡大のための施策を更に検討するなどしながら、取組を継続することが必要である。

### イ 不正防止に向けた組織体制

#### (ア) 予定価格の算定と契約の分離

不正防止のためには、少なくとも予定価格を算定する係と、契約を行う係を分けることが望ましい。職員の不足から、係を分けられない場合には、予定価格を算定する者と契約を行う者を分けるなど、同一職員が特定の案件について、一連の業務を一人で行うことがないよう業務を割り振るなどの工夫をすることが必要である。

#### (イ) 指名随契審査会等

指名随契審査会等において、仕様書に競争性を阻害する記載がないかなどについて実質的な審議を行う必要がある。

また、指名随契審査会等での議論の内容等について議事録を作成し、審査内容の事後的な検証を可能にすることが望ましい。

#### (ウ) 仕様書等の点検体制等

調達要求部署は、「物品・役務等調達関係チェックシート」を利用して、競争性確保の観点から、仕様書に問題がないか点検する必要がある。また、契約部署も競争性確保の観点から仕様書の点検を行う必要がある。

特定の製品名をカタログ仕様書に記載する必要がある場合には、そ

の理由を記載した製品指定理由書等を確実に作成する必要がある。

(エ) 3年以上配置替え等のない調達等関係職員

調達等関係職員に該当する職員の範囲及び調達等関係職員については3年以上同一部署とならないよう配置替え等を行わなければならないことを関係職員に周知させた上、適切な配置替え等を実施する必要がある。

(オ) 会計監査機能の強化

平成23年度会計監査項目の重点についてにおいて会計監査を行うことが求められている項目については、会計監査を適切に実施する必要がある。

また、会計監査に当たっては、できる限り一次的な証拠を確認するなどして、問題点を看過しないよう努める必要がある。

なお、会計検査院等から指摘を受けた事項を踏まえて監査すべき事項をまとめたチェックシートを作成し、会計監査に活用するなどして、会計監査の実効性を高めることが望ましい。

さらに、可能であれば、会計監査官を会計課と分離し、会計監査の独立性を確保することが望ましい。

ウ 業界関係者との対応

情報保全措置について、機関等は、業者との接触場所における情報保全措置が適切に採られているかを改めて確認し、問題があれば速やかに改善する必要がある。また、業者との接触についても、機関等は、職員が対応要領に沿って業者対応をしているかを改めて確認し、問題があれば、速やかに改善する必要がある。多くの対象機関等において問題が認められたOB確認については、OB確認欄を設けた来訪記録簿を作成し、業者に記入させることも一案である。また、来訪記録簿を作成するに当たっては、1件1葉形式にするなどして、業者が他の来訪業者を把握できないようにする必要がある。

なお、監察においては、業者との対応要領について理解が不十分な職員が見受けられ、特に入札等の契約事務に直接関わらない職員にその傾向が見受けられたことからすれば、そのような職員に対しても、対応要領の教育を行う必要がある。

その際、契約事務に直接関わらない職員であっても、業者との接触があれば、業者から何らかの働きかけを受ける可能性があり、不正行為に及ぶ危険性が否定できないことを管理職員から担当職員に至るまで強く自覚させ、対応要領の重要性を理解させることが必要である。

なお、幾つかの対象機関等では、執務室内等に対応要領の内容を掲示していたところ、このような取組は、業者に対する注意喚起になるばかりでなく、上記自覚を促す上で有効であることから、他の機関等におい

ても同様の取組を行うことが望ましい。

## エ 契約事務手続の実施状況

### (ア) 予定価格

予定価格の算定に当たっては、業者から情報を入手することに過度に依存せず、自ら情報を入手するよう努めるとともに、過去の値引率を見積価格に乗じるなどして、応札者に容易に推測されないような予定価格の算定に努める必要がある。

予定価格等の漏えいを防止するためには、これらを知り得る者をできる限り少なくする必要がある。そのためには、予定価格の電子データにパスワードを設定し、閲覧できる者を限定したり、予定価格等が記載された書面の管理を適切に行ったりする必要がある。

また、機関等は、予定価格等を知り得る者に対して、これを適切に取り扱うよう教育を徹底する必要がある。

### (イ) 入札公告

機関等は、政府調達契約案件等について、公告方法や公告期間が適切か調査し、問題があれば、その原因を解明した上で教育等の対策を講じる必要がある。

教育について、機関等は、調達要求部署や契約部署だけではなく、予算を配分する部署においても教育を行い、政府調達契約が困難な時期に予算の配分を行って隷下部隊等に調達を指示することがないようにする必要がある。一方、調達を行う機関等においては、法令遵守上、問題が生じるおそれがある調達案件については、その懸念を上級部隊等と共有し、適切に対応することが必要である。

また、機関等は、入札公告の内容に過誤がないか、公表すべき事項に漏れがないかを自ら調査し、問題があれば、その原因を解明した上で、教育等適切な対策を講じる必要がある。

### (ウ) 入札

入札実施態勢について、機関等は、郵送による入札の際、入札事務に関係のない職員を立ち会わせる必要がある。

入札実施回数について、入札回数は原則として2回が限度であることを関係職員に周知させる必要があるほか、2回を超えて入札を行う場合には、そのような例外的措置の妥当性を事後的に検証できるよう、その理由や経緯等を記録に残す必要がある。

入札の辞退について、機関等は、指名を受けた業者が辞退する場合には、入札前に辞退理由書を提出させるなどして、入札時の辞退を認めないようにする必要がある。

### (エ) 翌年度納入

翌年度納入は不適正な会計経理であることを関係職員に十分理解さ

せる必要がある。また、万が一、上司等から翌年度納入を受け入れるよう働き掛けを受けたような場合等に備え、公益通報者保護制度についても教育を行う必要がある。

#### オ 入札過程の監視及び結果の検証

##### (ア) 入札談合情報の取扱い

入札談合に関する情報を適切に処理するため、談合情報対応マニュアルについての職員の理解度を向上させる必要がある。なお、入札談合に関する情報は、必ずしも契約事務を直接担当する職員に提供されるとは限らないため、機関等に所属する全職員に談合情報対応マニュアルを周知することが望ましい。また、誤った処理を未然に防ぐためにも、談合情報対応マニュアルに定められた諸手続等を視覚的に分かりやすくまとめた細部要領等を作成することが望ましい。

なお、機関等で独自に談合情報対応マニュアルの細部要領を定める場合には、談合情報対応マニュアルの趣旨を損なわないよう留意する必要がある。

##### (イ) 公益通報者保護制度

機関等は、職員が公益通報者保護制度の趣旨や利用方法を正しく理解できるよう、定期的な研修や教育を行う必要がある。教育に当たっては、そもそも同制度がなぜ必要か、服務指導が行われている防衛省・自衛隊においても同制度が必要なのはなぜかなどについて記載した分かりやすい資料を作成して使用することが望ましい。

また、公益通報者保護制度の理解を広げるためには、一部の対象機関等で行われているように、制度の概要や通報先等を記載した書面を洗面所など職員が日常目にしやすい場所に掲示することも有効である。

##### (ウ) 入札結果の事後的検証

事後的検証を行っていない対象機関等は、速やかにこれを行う必要がある。事後的検証を既に行っている対象機関等は、検証を行う案件を更に拡大することが望ましい。

事後的検証を行うに当たっては、検証のための資料を自動的に作成するツールを利用するなど、一部の機関等で行われている有効な取組を積極的に取り入れることが望ましい。

また、過去の入札談合事案の特徴や防衛調達審議会、入札監視委員会等における検討の視点を参考にすることで、より実効的な検証を行うことが望ましい。

さらに、調達機関における入札結果の検証を促進し、検証能力の全体的なレベルアップを図るため、中央から検証方法の指導を行うことが望ましい。

## **(2) 法令等の理解・教育の充実及び入札談合の防止に対する知識及び意識の向上**

入札談合を防止するためには、職員が入札談合等関与行為防止法等を十分理解し、入札談合に関与しないことはもちろん、民間事業者間で行われる入札談合についても積極的に防止すべきことを認識し、官製談合を含む入札談合の防止に対する高い意識を持つ必要があり、その上で、組織として入札談合防止のための具体的な諸施策や取組を実施していく必要がある。

そのためには、業務計画等により入札談合防止に関する教育・研修の主管部署を定め、同部署が教育内容、教育実施担当部署等を定めた計画を策定し、計画的に教育を実施するための態勢を整える必要がある。

その上で、定期的な集合教育を実施するとともに、新着任者教育やその他の年次教育等に入札談合防止に関する内容を取り入れ、その充実を図るなどして、調達要求部門も含めた調達等関係職員全員に対し、法令・通達や諸施策を体系的に理解させる機会を設ける必要がある。

教育の内容については、単に入札談合の概論や法律等の紹介にとどまらず、防衛省の通達等の内容や、それらが実務上どのような場面で入札談合と関わってくるのかなどに触れるとともに、他機関や他省庁で生じた具体的事例を交えるなど、実際の業務に即した内容となるよう努める必要がある。

また、アンケートにより教育内容の理解度を把握するなど、教育効果の分析を行い、その結果を踏まえて教育計画を再検討するなどしながら、継続的に教育を実施することにより、入札談合防止に関する知識及び意識を着実に高めていくことが望ましい。

## **(3) 年度末の予算執行**

年度末の執行残額を消化しようとしたことが第1補給処事案の動機の一つとなっていることを踏まえると、年度末における過度な予算執行の追求は、不要不急な予算執行だけではなく、官製談合を含む不適切な業務処理や業者との癒着を助長する可能性があることから、機関等は、調達等関係職員に対し、平成23年度防衛大臣指示に関する教育を実施した上、同指示の遵守に努める必要がある。

## **6 その他**

防衛監察本部が監察の過程において検証し不自然さが認められた入札について、対象機関等に検証を依頼した結果、平成23年度の監察については、対象機関等から公正取引委員会に対し、7件の通報がなされている。

### 第3 法令遵守の意識・態勢

#### 1 概要

平成23年度においては、平成22年度報告を踏まえつつ、陸上自衛隊を重点対象として監察を行った。

#### 2 監察の概要

##### (1) 基本的考え方

各自衛隊については、平成22年度報告を踏まえつつ、更に実地監察を行った。

また、統合幕僚監部及び技術研究本部については、職員の意識、業務の実施状況、教育等についての組織の現状及びその特性を把握すべく、実地監察を行った。

なお、防衛医科大学校については、入札談合防止に係る実地監察においてうかがわれた法令遵守に係る組織の現状及び特性について、本項において記述することとした。

##### (2) 実地監察の概要

###### ア 対象機関等

別紙第4のとおりである。

###### イ 内容

隊員・職員との面談及び現場等の確認を行った。

###### ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は134日、面談相手の延べ人数は1,044名である。

#### 3 実地監察の結果

##### (1) 各機関等に共通する事項

###### ア 秘密保全

###### (ア) 閲覧簿への記録

平成22年度報告においては、秘密文書等を保管している部署の者が当該文書等を閲覧する場合に、閲覧簿への記録を全て省略するという、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「秘密保全訓令」という。）第45条の2の趣旨と合致しない運用が、自衛隊の一部の部隊及び上級司令部において広く行われていたことを指摘した。

このような状況は、平成23年度に実地監察を受けた各自衛隊の部隊等においても、広く認められた。

平成22年度報告を受け、平成23年11月、秘密保全訓令を所管



する防衛政策局から内部部局、各幕僚監部その他各施設等機関等に対し、秘密保全訓令等の趣旨に従った閲覧簿の適正な運用について周知徹底を図ることを求める通知文書が発出されたところであり、これにより上記の状況が速やかに是正されることが期待される。

(イ) 立入禁止場所等への機器持込み

秘密保全訓令第13条第1項の規定により、管理者又は施設を管理する者は、秘密保全訓令第10条の規定により立入りが禁止された場所、日常的に秘密を取り扱う執務室等について、携帯型情報通信・記録機器の持込みを禁止することとされているにもかかわらず、自衛隊の一部の部隊において、こうした立入禁止場所等に私用携帯電話が持ち込まれていたり、業務用携帯電話・録音機・ビデオカメラが保管されていたりした事例が認められた。

今後、このようなことがないように、各幕僚監部等は、各部隊等に対し改めて周知徹底を図る必要がある。

(ウ) 秘密電子計算機情報の取扱い

秘密保全訓令第14条第2項の規定により、秘密電子計算機情報は、管理者又はその職務上の上級者が認めた場合を除き、可搬記憶媒体に格納しなければならないにもかかわらず、自衛隊の一部の部隊等において、業務上作成した秘密電子計算機情報を管理者等の承認を得ないまま業務用パソコンの内蔵ハードディスクに格納していた事例が幾つか認められた。

今後、このようなことがないように、各幕僚監部等は、各部隊等に対し改めて周知徹底を図る必要がある。

(エ) 秘文書等の保管容器

秘密保全訓令第42条によれば、秘に指定された文書又は図画は、少なくとも、文字盤鍵のかかる鋼鉄製の箱に保管しなければならないとされている。

しかしながら、自衛隊の一部の部隊等において、一応訓令どおり秘文書等の保管に文字盤鍵のかかる鋼鉄製の保管庫を使用していたものの、文字盤鍵の番号を設置以来一度も変更していなかったり、文字盤鍵の番号を記した紙片を保管庫の扉に貼り付けていたり、更には、文字盤鍵を解錠のまま固定し、差し込み式鍵のみで開閉して使用していたりした事例が認められた。

今後、このようなことがないように、各幕僚監部等は、各部隊等に対し改めて周知徹底を図る必要がある。

(オ) 独自の取組

自衛隊の一部の部隊等において、秘密保全に係る教育に関し、以下のような独自の取組が行われていた。他の部隊等においても、このよ

うな取組も参考に、隊員に対する教育の充実を図ることが望ましい。

- ① 新着任者に対し秘密保全に係る教育を行い、理解度を試験により確認した上で秘の取扱者に指定していた。
- ② 定期秘密保全検査を実施する際に、検査補佐官として隷下部隊の保全担当者を招集し、他部隊等の検査を補佐させることにより、検査の客観性を確保するとともに、検査補佐官として必要な知識を教育するなど、保全担当者の教育の場として積極的に活用していた。

## イ 情報保証

### (ア) 業務用可搬記憶媒体の管理状況

平成22年度報告においては、業務用可搬記憶媒体の管理状況について、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「情報保証訓令」という。）第43条の規定の趣旨と必ずしも整合しない事例が幾つか認められたことを指摘した。

このような状況は、平成23年度に実地監察を受けた各自衛隊の部隊・機関等においても、広く認められた。

平成22年度報告を受け、情報保証訓令を所管する運用企画局と各幕僚監部等との間において情報保証訓令等の改正に向けた協議が行われているところであり、情報保証訓令等の改正により上記の状況が速やかに是正されることが期待される。

### (イ) 公開情報のみが記録された業務用可搬記憶媒体の管理要領

情報保証訓令第2条第4号により、情報保証訓令にいう「可搬記憶媒体」とは、「パソコン又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のもの」と定義されている。このため、防衛省がその業務用データの記録・保存等の目的で保有しているUSBはもとより、専ら防衛省の広報用の写真や防衛省関連のテレビ番組といった開示可能なデータのみを記録・保存しているDVD、更には業務上使用するために購入した市販の各種アプリケーションソフトのCD、音楽CD、映像DVD等も、本来、全て訓令等において定められた業務用可搬記憶媒体の管理要領に従って管理する必要がある。

しかしながら、内部部局、各自衛隊の部隊等において、上記のようなCD、DVD等が必ずしも訓令等において定められた管理要領に従って管理されていない状況が認められた。

この背景には、多数保有している市販CD・DVDを業務用USBと同様に管理することが各自衛隊の部隊等にとって業務上大きな負担となることや、公開情報のみが記録された業務用可搬記憶媒体についてはそもそも情報保証上のリスクを想定しにくいことがあるものと考えられる。

したがって、情報保証訓令を所管する運用企画局と各幕僚監部等との間で十分協議の上、公開情報のみが記録された業務用可搬記憶媒体の管理要領について再検討することが望ましい。

(ウ) 部外者が保有する可搬記憶媒体の使用

平成22年度報告において、部外者が保有する可搬記憶媒体が防衛省の情報システムにおいて使用されることについて、現場における業務の実態にも十分配慮しつつ、運用企画局と各幕僚監部等との間で協議の上、速やかに対策を検討する必要がある旨指摘した。

これを受け、運用企画局においては、平成23年12月、現在の情報保証訓令においては部外者が保有する可搬記憶媒体が「私有可搬記憶媒体」に該当することを示す教育資料を各機関等の情報保証責任者宛てに配布するとともに、防衛省中央OAネットワークシステム内のホームページに掲載し周知していた。また、運用企画局と各幕僚監部等との間において情報保証訓令等の改正に向けた協議が行われているところであり、情報保証訓令等の改正により部外者が保有する可搬記憶媒体の使用について適正な運用が確立することが期待される。

(エ) 認証情報等の管理

業務用パソコンのログイン・パスワードが記載された紙片が人目に付く場所に貼り付けられていたり、ICカードが使用者不在のままカードリーダー又は執務机の上等に放置されていたりといった情報保証上好ましくない状況が、内部部局のほか、一部の幕僚監部、各自衛隊の幾つかの部隊等において認められた。

今後、このようなことがないよう、内部部局、各幕僚監部等は、職員・隊員に対し徹底する必要がある。

(オ) 独自の取組

ある自衛隊の中間司令部においては、司令部内に情報保証に関する相談窓口を設けて、各隷下部隊において生じた情報保証に関する疑問点の解消に努めており、各隷下部隊からも高い信頼を得ていた。他の部隊等においても、このような取組も参考に、情報保証態勢の充実・強化に努めることが望ましい。

ウ 通知文書の配布・周知

平成23年度の監察においても、中央からの業務上必要な通知文書が、各自衛隊の上級・中間司令部から関係部隊等に対し適時適切に配布・周知されていなかったり、関係部隊等には配布されていたものの当該部隊等の中で配布・周知に漏れがあったりした事例が幾つか認められた。

こうした事例が後を絶たない背景には、文書の発出元の担当部署又は送付先の受付担当部署の担当者の判断能力、両部署間の意思疎通、更には両部署における管理者の指導監督に不足があるものと考えられる。

したがって、各幕僚監部から末端の部隊等に至るまで、文書担当者に対する文書の配布漏れ防止に係る教育を反復・継続的に行うとともに、管理者による指導監督を徹底することが望ましい。

## エ サービス事案への対応

### (ア) セクシュアル・ハラスメント

平成23年度の監察においても、セクシュアル・ハラスメント相談員は指定されているものの、これらの者に対する教育が全く行われていなかったり、その氏名が部隊内に周知されていなかったりした事例が幾つか認められた。

また、自衛隊の一部の部隊等において、セクシュアル・ハラスメント相談員の指定に当たって、性別、階級、年齢等のバランスが十分考慮されておらず、その結果、女性隊員からセクシュアル・ハラスメント相談員に相談しにくいと受け止められている状況が認められた。

各部隊等において訓令に従った教育が行われ、かつ、セクシュアル・ハラスメント防止態勢がより実質的に機能するよう、中央から繰り返し指導していく必要がある。

### (イ) 私的制裁又はいわゆるパワー・ハラスメント

自衛隊の一部の部隊等において、私的制裁又はいわゆるパワー・ハラスメント（以下「私的制裁等」という。）に該当する疑いがある事案が実際に生起しているにもかかわらず、以下のような事例が認められた。

① 上級管理者が事案自体を把握しておらず、自らの組織内における私的制裁等の発生リスクを認識していなかった。

② 熱意の余り行った「行き過ぎた指導」程度の認識しかなく、他の隊員に対する再発防止のための教育を十分行っていなかった。

また、その他の部隊等においても、上司の部下に対する愛情の余り行われる私的制裁等を許容しているかのような発言が一部の部隊長から聞かれたり、どこまでが厳しい指導として許容され、どこからが私的制裁等に該当するのかについて部隊内で共通認識を持つことができず、部隊長等が苦慮している状況がうかがわれたりした。

近年、いわゆるパワー・ハラスメントが社会問題となっており、自衛隊内においてもこれに該当すると思われる事案が生起している中、上記のような状況が続くことは好ましくない。したがって、私的制裁等についても、中央において関係機関が協議の上、セクシュアル・ハラスメントに係る訓令その他の規則に当たるような防衛省としての統一的な指針を定める等の対応を検討することが望ましい。

## オ 公益通報者保護制度

平成22年度報告では、全般的にみて、各部隊等における公益通報者

保護制度についての教育は不十分であり、同制度に対する隊員の理解度はおしなべて低いことを指摘した。

平成23年度においても、自衛隊のある部隊において、部隊長自ら必要事項を網羅した教育資料を用いて、隊員に対して公益通報者保護制度に関する教育を実施したり、公益通報窓口の宛名を記した封筒や公益通報用紙を隊員に配布したりして、同制度の周知に努めていたほかは、ほとんどの部隊等において平成22年度と同様の状況が認められた。

平成22年度報告を受け、平成23年12月、防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）を所管する大臣官房から省内各機関等に対し、公益通報者保護制度について周知徹底等を図るための措置を講ずるよう求める通知文書が発出されたところであり、これにより上記の状況が速やかに是正されることが期待される。

## カ 文書管理

### (ア) 保有個人情報に関する行政文書としての管理

保存期間1年以上の個人情報ファイルについては、行政文書として行政文書ファイル管理簿に登録する必要があるにもかかわらず、これが実施されていない状況が各自衛隊の部隊等において少なからず認められたほか、ほとんどの幕僚監部においても、同様の状況が認められた。

その原因の一つとして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第11条第1項の規定に基づき作成された個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイルについては、行政文書ファイル管理簿への登録を要しないとの誤解があるものと考えられる。

このような誤解が解消されるよう、各幕僚監部等は文書管理担当者を指導する必要がある。

### (イ) 標準文書保存期間基準の制定

防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第16条第1項の規定により、文書管理者が定めなければならないこととされている標準文書保存期間基準が、一部の幕僚監部及び部隊等においていまだ定められていない状況が認められた。

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）及びその関連規則の周知徹底状況については、更に監察を実施する。

## (2) 陸上自衛隊

### ア 上位規則と内部規則との不整合

情報保証に係る内部規則において、上位規則である陸上自衛隊達と整合しない内容を規定している機関が存在した。また、ある上級司令部に

においては、秘密保全訓令等の改正を受けて陸上自衛隊達が改正されているにもかかわらず、これを受けた内部規則の改正がそれから半年以上経過した時点においても行われていなかった。

こうした事例が見受けられた背景としては、陸上幕僚監部から上級司令部を含む各部隊等に対して陸上自衛隊達の趣旨が周知徹底されていないことや、上級司令部を含む各部隊等において内部規則の制定及び改正が担当者任せになっており、管理者による指導監督が不十分であることが考えられる。

今後このようなことがないよう、陸上幕僚監部等は、各レベルにおいて規則制定に携わる隊員及びその管理者を指導・教育する必要がある。

#### イ 訓令等の遵守状況

平成23年度に監察を受けた陸上自衛隊の部隊等において、以下のとおり、訓令等に照らし適切でない事例が認められたので、陸上幕僚監部は、各部隊等に対し訓令等の遵守を徹底する必要がある。

##### (ア) 秘密保全

一部の方面総監部において、現在は使用されていない陸自指揮システム（陸上自衛隊の指揮統制に必要な情報を処理するシステムをいう。）の構成部品が多数保管されており、帳簿上の数と現数も不一致であった。

また、一部の方面総監部及び部隊において、秘文書の反古紙<sup>ほご</sup>の管理が不適切な状況が認められた。

##### (イ) 情報保証

一部の方面総監部又は部隊等において、以下のとおり情報保証訓令及び関連規則に照らし適切でない事例が認められた。

- ① 情報保証訓令に基づく情報保証責任者の運用承認を得ないまま、コピー複合機の一構成部品である業務用パソコンが運用されていた。
- ② 事務次官通達により情報保証責任者が毎年度1回以上行うこととされている臨時監査や、毎月1回以上行うこととされている隊員の私有パソコン等の確認が、通達どおり行われていなかった。
- ③ 一部のパソコンについて、ウィルス対策ソフトが更新されていないか、又は、インストールされていない。

##### (ウ) 文書管理

一部の方面総監部又は部隊等において、以下のような文書管理上不適切な事例が認められた。

- ① 個人的な執務参考資料が、行政文書が保管された書棚に保管されていた。
- ② 行政文書ファイル管理簿上は文書の保管場所となっていない場所に重要な行政文書が保管されていた。

③ 保存期間を満了した大量の行政文書が、適切な手続を経ないまま長期間保管されていた。

#### ウ セクシュアル・ハラスメント防止等に対する意識

一部の部隊等において、末端の隊員はもとより上級管理者からも、また、男性自衛官のみならず一部の女性自衛官からも、セクシュアル・ハラスメント防止に対する意識の低さをうかがわせる発言が聞かれた。また、ある部隊等においては、自衛官以外の女性隊員が男性自衛官と業務上日常的に接触することの多い部署において、自衛官のセクシュアル・ハラスメント防止に対する意識が一般社会の水準に比べ低いと感じる旨の発言が複数の女性隊員から聞かれた。

このほか、ある部隊等において、緊急時の連絡のために自衛官以外の女性隊員から申告させた私用の携帯電話番号が目的外に使用されていた事例が認められた。

このような状況は、女性隊員の利益の保護や厳正な服務規律の維持の観点から好ましくなく、こうしたセクシュアル・ハラスメント防止及び個人情報保護に対する意識の低さが隊員による不祥事につながり、自衛隊に対する国民の信頼を損なうおそれも否定できない。

したがって、陸上幕僚監部は、関係法令・訓令等に従い、各部隊等の隊員のセクシュアル・ハラスメント防止及び個人情報保護に対する意識の向上に一層努めることが望ましい。

#### エ 武器・弾薬の管理

ある方面隊においては、平成18年に玖珠駐屯地において生じた小火器窃盗事案を教訓として、方面総監部が再発防止のための取組を積極的に行い、一定の効果を上げていた一方で、別のある方面隊の隷下部隊においては、事例を用いた教育が一部の隊員に対してしか実施されておらず、曹士レベルに玖珠事案の教訓が十分周知徹底されていないなど、方面隊によって取組にばらつきのある状況がうかがわれた。

過去の事例を教訓とした再発防止のための取組が各方面隊において等しく行われ、かつ、それが末端の隊員にまで浸透するよう、陸上幕僚監部が各方面総監部を指導することが望ましい。

#### オ 陸上自衛隊の組織特性

##### (ア) 公益通報者保護制度に対する意識

平成23年度に実地監察を受けた部隊等に勤務する陸曹の一部には、公益通報者保護制度に対して「告げ口」、「密告」、「仲間への裏切り」といった否定的な認識を有する者が存在した。また、部隊長、上級管理者等の中には、同制度は自衛隊にはなじみにくいといった見方をする者や、陸上自衛隊においては服務指導体制が確立しており、法令違反などの不正行為、隊員の不満等は服務指導を通じて把握できること

から、同制度を利用しなければならないような状況は考えにくいといった考えを有する者が存在した。

確かに、部隊等における服務指導体制が正常に機能していれば、当該部隊等における不正行為、隊員の不満等を管理者が把握して適切に対処できる場合が多いと考えられる。しかしながら、不正行為に管理者自身が関与しているなど、服務指導体制を通じた対処が適時適切に行われることが期待できない場合も想定されることから、陸上幕僚監部は、そうした場合の最後の手段としての公益通報者保護制度の存在意義を上級管理者を始め各隊員に認識させる必要がある。

なお、上に述べたような公益通報者保護制度に対する意識は、他の自衛隊に比べ集団維持機能の強い陸上自衛隊においてより強く見受けられる傾向があるとも考えられ、これが陸上自衛隊内における同制度の浸透を妨げている一因となっている可能性がある。

#### (イ) 服務事案への対応

一部の部隊等において、以下のように部内で生じた服務事案への対応が不適切と思われる事例が認められた。

- ① 男女隊員間の服務事案に関し、真実の究明や同種事案の再発防止よりも組織の秩序維持を優先したと言わざるを得ないような処理がなされていた。
- ② 幹部自衛官が職場内で起こした服務事案について、幹部の部下統率への悪影響や当該幹部自衛官の体面等を考慮して、被害者に対し適時適切な情報提供がなされなかったり、再発防止のために必要な情報が部隊内において適切に共有されていなかったりした。

これらの事例においては、被害者への配慮や服務事案の再発防止よりも加害者の体面や組織の秩序維持を優先する意識が働いたことがうかがわれ、陸上自衛隊の組織特性がその背景にある可能性も考えられる。この点については、更に監察を実施する。

#### (ウ) 上級司令部の意向等の重視

ある部隊等における調達手続において、法令等の遵守よりも上級司令部からの指示や関係部隊のニーズを優先した疑いのある事例が認められた。

このような法令等の遵守よりも上級司令部の意向や部隊の事情を優先する意識が、本事例に限ったものなのか、それとも陸上自衛隊の他の部隊等においても存在するものなのかについては、更に監察を実施する。

#### (エ) 上からの指導・監督の在り方

方面総監部については、秘密保全、情報保証、文書管理等に関し、制度上、第三者から点検を受ける仕組みにはなっておらず、また、師



団・旅団司令部も方面総監部からの点検を受けることはない。しかしながら、方面総監部及び師団・旅団司令部による自己点検のみでは、不備事項が見逃されるおそれがあることから、方面総監部及び師団・旅団司令部がより客観的な立場から点検を受ける仕組みを整備することが望ましい。

また、一部の部隊等において、指揮官たる者は余り細かいことに口を出すべきではないとの考えから、管理者が部下に対する指導・監督を必要以上に差し控える傾向がうかがわれた。

こうした状況が、他の方面総監部、部隊等においても見受けられるかどうかについては、更に監察を実施する。

なお、陸上自衛隊の各補給処は、他の自衛隊の各補給処と異なり、調達業務について専門的知識を持つ補給統制本部の需給統制や在庫統制を受ける一方、指揮系統上は各方面総監部から指導、監督を受ける立場にあることから、陸上幕僚監部、各方面総監部及び補給統制本部は、これまで以上に連携を密にし、各補給処において調達業務がより適切に行われるよう留意する必要がある。

### (3) 海上自衛隊

#### ア 秘密保全

ある中間司令部において、部隊の秘密保全を担当する保全幕僚が欠員のまま、他の幕僚が兼務により秘密保全業務に対応している状況が長期間続いており、秘密保全業務に悪影響を及ぼしかねない状況が認められた。

また、ある部隊等において、秘密保全業務がかなり長期間の配置となっている保全責任者補助者一人にほとんど任された状態になっている状況が認められた。

自衛隊における秘密保全の重要性に鑑みれば、厳しい人員環境の下でも必要最小限の秘密保全体制を確保することが必要不可欠であり、上記のような状況が改善されるよう、海上自衛隊全体としてより適正な人員配置等に努めることが望ましい。

#### イ 情報保証

ある部隊等において、業務用のシステムにおいて私有可搬記憶媒体を使用するという情報保証訓令第45条の規定に違反する事案が数年前に生起していたにもかかわらず、その事実が当該部隊等の内部に十分周知されておらず、教訓として生かされていなかった。

このような過去の事案については、当該部隊等の内部はもとより、海上自衛隊の他の部隊等との間においても情報を共有し、これを教訓として隊員教育その他の再発防止の取組に生かすことにより、海上自衛隊全体の情報保証の水準を更に高めていくことが望ましい。

#### ウ メンタルヘルスに対する指揮官等の意識

海上自衛隊においては、①大学において心理学、教育学又は社会学を専攻し、卒業後6か月間以上カウンセラー等心理に係る実務経験を有するか、又は、②海上自衛隊における心理に係る研修を受けた後、12か月間以上カウンセラー等心理に係る実務経験を有する幹部自衛官をメンタルヘルス担当幹部として海上幕僚監部及び各地方隊に配置し、隊員のメンタルヘルスケアに当たらせている。

しかしながら、一部の地方隊においては、隷下の艦艇部隊においてメンタルダウンの事例が多発しているにもかかわらず、艦艇部隊の指揮官等のメンタルヘルスに対する理解が十分でなく、メンタルヘルス担当幹部による巡回指導の対象が陸上の部隊等に偏っている状況が認められた。

海上自衛隊におけるメンタルヘルス施策がより効果的に機能するためには、洋上における厳しい勤務・生活環境からメンタルダウンのリスクが高いと考えられる艦艇部隊の指揮官等のメンタルヘルスに対する意識の向上が必要不可欠と考えられることから、海上幕僚監部及び上級司令部がより積極的に艦艇部隊の指揮官等を指導することが望ましい。

### (4) 航空自衛隊

#### ア 平成22年度報告を受けた改善状況

##### (ア) 各級指揮官の服務指導に関する職責の明確化

本年3月に航空自衛隊基地服務規則（平成5年航空自衛隊達第6号）が改正され、各級指揮官の服務指導に関する職責が新たに定められた。

これにより、航空自衛隊における服務指導体制が充実・強化されることが期待される。

##### (イ) 上位規則と内部規則との整合

情報保証については、運用企画局による情報保証訓令の改正に係る検討の進捗状況を踏まえつつ、航空幕僚監部において航空自衛隊における情報保証に関する達（平成20年航空自衛隊達第14号）の改正に係る検討を進めているとのことであった。

また、個人情報保護については、航空自衛隊の保有する個人情報の安全確保等に関する達（平成17年航空自衛隊達第8号）及び航空自衛隊の保有する個人情報の安全確保等に関する達の実施について（空幕総第590号。22.5.31）を廃止し、平成23年6月、新たに航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達（平成23年航空自衛隊達第26号）が定められた。

以上のような内部規則の見直しにより、訓令等の上位規則の趣旨及び規定内容がより正確に各部隊等に周知徹底されることが期待される。

(ウ) 服務事案への対応

平成22年度報告において、服務事案への航空幕僚監部及び上級司令部の更なる関与の在り方について検討することが望ましい旨指摘したが、これを受けた航空自衛隊としての具体的な取組については、確認するには至らなかった。

この点については、更に監察を実施する。

イ 公益通報の処理

過去数年間の航空自衛隊に対する公益通報の処理状況について調査したところ、公益通報者によるヘルプライン（外部の弁護士による公益通報窓口をいう。）への通報から防衛大臣への調査結果の報告までに相当の時日を要した事案が散見された。また、隊員である公益通報者に関する情報が適切に管理されていなかった疑いのある事例も確認された。

このような状況は、公益通報者保護制度の目的や公益通報者の保護に照らし好ましくないことから、今後このようなことがないよう、航空幕僚監部は公益通報の処理に携わる部署の職員を指導する必要がある。

**(5) 統合幕僚監部**

ア 隊員の意識

平成18年に統合幕僚監部が発足し、自衛隊が統合運用体制に移行して以来、国際平和協力活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動、東日本大震災への対応、北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案への対応等の経験を経て、統合運用に対する隊員の意識は高い。

他方で、多種多様な事態への対応を重視する余り、平素からの秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理等に係る事務手続がなおざりにされるおそれも否定できない。

イ 業務の実施状況

実際に、業務用パソコンのログイン・パスワード及び情報システムの識別認証用ICカードの不適切な管理、保有個人情報の管理台帳の未整備、内部部局から発出された通知文書の管理の不備等、訓令等に照らして適切でない事例が認められた。

ウ 法令遵守に係る教育等

法令遵守に係る教育に必ずしも十分な時間と労力が割かれているとは言えず、隷下部隊等における教育についても、例えば、個人情報保護に係る教育については統合幕僚監部は全く関与しておらず、当該部隊等任せにしたまま、その実施状況も把握していなかった。

教育以外の法令遵守のための取組についても、管理者の当事者意識は高いとは言えず、各種点検・検査は担当者任せで形骸化しているものもあった。

## (6) 技術研究本部

### ア 職員の意識

技官の中でも、防衛省又は技術研究本部の内部部局での勤務経験がある職員は、行政事務にも精通しており、法令遵守の意識も一定程度有している一方、研究所等における研究業務の経験しかない技官は、行政事務に対する関心が低く、法令遵守の意識が十分でない可能性がある。

また、研究開発業務を通じて防衛産業関係者との交流が多いにもかかわらず、自衛官を含め、入札談合を始め業者との癒着による不正行為に対する問題意識が必ずしも高いとは言えない。

### イ 業務の実施状況

#### (ア) 秘密保全体制

技術研究本部が定めた秘密区分等指定の基準が、制定以来長期間にわたり見直されていないため、基準にない事項を担当部署の判断で秘に指定する事例があるなど、最新の技術動向に追随できていない可能性がある。また、若年の技官に対し秘密区分等指定の基準が教育されていない状況が認められた。

このような状況に鑑みれば、技術研究本部における秘密保全体制は不十分と言わざるを得ず、早急に改善を図ることが望ましい。

#### (イ) 訓令等の遵守状況

以下のとおり、訓令等の規定内容又は趣旨にそぐわない事例が少なからず認められた。

- ① 情報保証訓令第3条に定める適用除外システムの要件に該当しない汎用電子計算機について、適用除外システムの申請がなされ、技術研究本部長による承認が与えられていた。
- ② 業務用可搬記憶媒体の管理に関し、技術研究本部の情報保証に関する達の運用について（技技第8号。20.3.31）に情報保証訓令第43条の趣旨と異なる規定が定められていた。しかも、一部の部署においては、当該通達にさえ反する管理状況が認められた。
- ③ 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第33号。以下「個人情報安全確保訓令」という。）第18条の規定に基づき技術研究本部長が定めた技術研究本部の附置機関が保有する個人情報の安全確保等に関する達（平成17年技術研究本部達第2号）に、保有個人情報の管理、点検・監査、非常時における対応措置、事故発生時の対策に係る事項などの訓令等に準じた必要事項が網羅的に定められていなかった。

このような訓令等の遵守に係る意識が低いと言わざるを得ない状況は、行政事務に精通していない職員が多いと考えられる研究所はもとより、技術研究本部の内部部局においても顕著であることから、技術

研究本部として法令遵守に係る職員に対する指導・教育を強化する必要がある。

ウ その他

ある研究所において、職員間で生じたサービス事案について不適切な処理がなされた事例が認められた。今後このようなことがないよう、当該事例を教訓として、技術研究本部内におけるサービス事案の処理に係る各管理者に対する指導・教育を強化する必要がある。

**(7) 防衛医科大学校**

ア 職員の意識

業者と接触する機会が多いにもかかわらず、入札談合を始め業者との癒着による不正行為に対する問題意識が必ずしも高いとは言えない。

イ 業務の実施状況

平成20年に生じた眼科教授による収賄事案を受け、業者からの寄付によるものと誤解されかねない無届け機器等の保管を根絶する等の再発防止策が取りまとめられたが、これが必ずしも徹底されていない状況が認められた。

また、法令遵守のための取組に当たって、事務局と病院との間の意思疎通及び連携が必ずしも円滑に行われていない可能性がある。

ウ 法令遵守に係る教育

平成21年度決算検査報告において、防衛医科大学校において差替え、翌年度納入及び契約前納入といった不適正経理が行われていた旨指摘されたことを受け、改善策の一つとして、職員に対し経理知識を習得させ、関係法令を遵守させるため、定期的に教育を行うこととした。

しかしながら、平成22年9月に行われた教育は、職員に関連法令の条文を黙読させた上、アンケート用紙を配りその理解度を回答させるのみであり、教育効果が上がっているとは認め難い。

**4 今後の予定**

「法令遵守の意識・態勢」については、平成24年度においても監察を継続する。

その際、自衛隊に対する監察は、引き続き陸上自衛隊に重点を置いて実施する。

## 第4 個人情報保護の状況

### 1 概要

平成22年度に引き続き、個人情報保護について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、個人情報安全確保訓令等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているかという観点から、各機関等について監察を実施した。

### 2 監察の概要

#### (1) 基本的考え方

平成22年度に実地監察を受けた多くの機関等において、個人情報安全確保訓令等に定められた基本的事項が実施されていない状況が認められたことを踏まえ、これらの機関等を指導すべき立場にある内部部局及び各幕僚監部の担当部署が、各機関等における個人情報保護の意識を高め、個人情報の管理体制を改善するためにどのような取組を行っているかという観点から、監察を実施した。

また、「法令遵守の意識・態勢」に係る監察の対象とした各機関等も含め、隊員・職員の個人情報保護に関する意識、個人情報の管理体制、個人情報ファイル及び保有個人情報の管理状況、個人情報を取り扱うシステムの状況、隊員・職員に対する個人情報保護に関する教育状況等について、監察を実施した。

#### (2) 実地監察の概要

##### ア 対象機関等

別紙第5のとおりである。

##### イ 内容

隊員・職員との面談及び現場等の確認を行った。

##### ウ 延べ日数・人数

上記2(2)アの機関等に対する監察に充てた延べ日数は22日、面談相手の延べ人数は205名である。

### 3 実地監察の結果

#### (1) 内部部局及び各幕僚監部による取組

各機関等における個人情報保護の意識を高め、個人情報の管理体制を改善するため、内部部局及び各幕僚監部において以下のような取組が行われていることを確認した。

このような取組により、自衛隊の各機関等における個人情報保護の意識及び管理体制がどのように改善されているかについては、更に監察を実施する。

#### ア 内部部局

平成23年12月、個人情報安全確保訓令を所管する大臣官房から省内各機関等に対し、個人情報保護について周知徹底等を図るための措置を講ずるよう求める通知文書を発出した。

また、地方防衛局における個人情報漏えい事案の再発防止のため、大臣官房が各地方防衛局に対する巡回教育を実施していたほか、自衛隊の医療機関におけるカルテの保管及び医療情報の健康管理者への提供並びに地方防衛局における保有個人情報の保管について、規則の見直しに着手していた。

#### イ 陸上幕僚監部

平成23年1月以降、陸上幕僚長が管理する自衛隊地区病院、自衛隊地方協力本部等11か所を巡回して個人情報保護に係る指導を行うとともに、管理状況等に係る実態の把握に努めていた。

また、平成24年2月、各部隊等に対し、個人情報保護に関する所要の措置の実施についての通知文書を発出していた。

#### ウ 海上幕僚監部

平成23年10月から平成24年1月までにかけて実施した各部隊等に対する臨時巡回教育を通じ、各部隊等の保護管理者等の個人情報に係る意識を改善するため、平成14年5月に生起した情報公開開示請求者リスト事案に係る教訓について教育・指導を行っていた。

また、個人情報安全確保訓令の実施についての大臣官房長通知の改正を受け、平成23年12月、海上自衛隊における保有個人情報の安全確保等の細部についての通知文書を改正し、各部隊等に対し発出していた。

#### エ 航空幕僚監部

法令遵守の意識・態勢の項においても触れたように、平成23年6月に個人情報保護に係る航空自衛隊の内部規則の改正が行われ、訓令等との齟齬が是正された。また、規則改正後に航空幕僚監部が実施した巡回教育においては、担当者に対する講習にとどまらず、対象部隊等の長に対し個人情報管理体制の改善の必要性を理解させるための指導も行っていた。

さらに、全部隊等に対して保有個人情報の臨時調査を指示し、その調査結果等を分析した上で、改めて部隊等において留意すべき事項を各部隊等に通知していた。

### (2) 各機関等における個人情報保護の状況

#### ア 上位規則と内部規則との不整合

一部の幕僚監部において、個人情報安全確保訓令等の改正に対応した内部規則の改正が行われていなかったことを確認した。

## イ 管理体制

指揮官の強いリーダーシップを背景とした個人情報保護管理総括担当部署の積極的な働きにより、他の部隊等に比して個人情報の管理状況が高い水準にある機関等があった一方で、多くの機関等においては、個人情報の管理業務が保護責任者補助者又はそれ以下のレベルの職員任せになっており、機関等の保護管理総括担当部署も各部署における管理状況を十分把握していない状況が認められた。

## ウ 個人情報ファイル及び個人情報の管理

内部部局及び一部の幕僚監部を含め、幾つかの機関等において、訓令等に定める個人情報の標記の表示、管理台帳の整備、鍵のかかる容器への保管といった基本的事項が行われていない事例が認められた。

また、内部部局においては、職員が個人情報をパスワードの設定なしに電子メールで送付するという不適切な事例が増加しているにもかかわらず、各事例について職員本人に対する警告は行われていたものの、当該職員の所属する部署の保護管理者には全く通知されておらず、再発防止のための情報共有及び注意喚起が行われていなかった。

このほか、一部の機関等において、以下のような不適切な事例が認められた。

- ① 業務用パソコン又は可搬記憶媒体に保存されている個人情報電子計算機情報について、パスワードによる保全措置が講じられていなかった。
- ② 保護管理者の許可を得ることなく、個人情報を記載した文書が部外に送付等されていた。
- ③ 緊急連絡用に登録された女性職員の私用携帯電話番号が、目的外に使用されていた。（「第3 法令遵守の意識・態勢」の3(2)ウ参照）
- ④ 総務大臣への事前通知及び個人情報ファイル簿の公表がなされていない個人情報ファイルが存在した。
- ⑤ 人事担当部署において、個人情報の記録された多数の反古紙が廃棄されないまま、プリンターで再利用されていた。

## エ 調査・点検

個人情報安全確保訓令第12条に定められている保有個人情報の管理状況についての定期調査及び臨時調査に関し、各保護管理者からの機関保護管理者に対する報告の様式が個人情報ファイルの件数を記入するのみとなっていることもあり、内部部局も含む各機関等において、訓令の趣旨と異なり単なる件数調査にとどまっている状況が認められた。

また、内部部局を含む多くの機関等において、個人情報の管理に問題があるにもかかわらず、それが報告されていないなど、定期点検が形骸化している可能性がある。



#### 4 今後の予定

「個人情報保護の状況」については、平成24年度においても監察を継続する。

その際、これまでの監察結果を受け、内部部局及び各幕僚監部の担当部署が個人情報保護の意識を高めるために行っている取組の成果が、各機関、部隊等においてどのように表れているのかという観点から、更に監察を実施する。

## 第5 情報漏えい等の未然防止

### 1 概要

情報漏えい等の未然防止のため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているかという観点から、各機関等について監察を実施した。

### 2 監察の概要

#### (1) 基本的考え方

近年、情報漏えい等事案を生起させた部隊等及び情報漏えい等の未然防止について隷下部隊を指導監督する立場にある上級司令部等を対象に、過去の情報漏えい等事案を教訓として、同種事案の再発防止のために具体的にどのような取組を行っているかについて監察を実施した。

#### (2) 実地監察の概要

##### ア 対象機関等

別紙第6のとおりである。

##### イ 内容

隊員・職員との面談及び現場等の確認を行った。

##### ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は40日、面談相手の延べ人数は275名である。

### 3 実地監察の結果

#### (1) 情報漏えい等事案を生起させた部隊等における取組状況

一部の部隊等において、過去における業務用可搬記憶媒体の紛失事案の教訓から、以下のような独自の取組を行っていた。

- ① 複数の隊員が共用する業務用可搬記憶媒体については、使用記録簿を作成し、現在の使用者が明確になるよう努めていた。
- ② 使用する業務用可搬記憶媒体を各個人に割り当て、各可搬記憶媒体の持ち出しログ（使用者及び日時）を自動的に記録する保管装置を使用することにより、いつ、誰が、どの可搬記憶媒体を使用したかを詳細かつ確実に把握していた。

他方で、近年、情報流出事案等が複数生起していたある部隊においては、教育が時間的にも内容的にも不十分であり、成果が上がっているとは言えない状況が認められた。

このように部隊等の対応が分かれている背景には、当該部隊等の上級管理者及び上級司令部の情報漏えい等事案の再発防止に対する意識の差がある可能性がある。

この点については、更に監察を実施する。

## **(2) 上級司令部等における取組状況**

一部の上級司令部等においては、情報漏えい等事案の再発防止のため、秘密保全、情報保証、個人情報保護及び文書管理の各検査のうち、情報漏えい等の防止に係る部分を抽出した情報管理検査を、隷下部隊等に対し試行的に実施していた。

また、隷下部隊における私有USBによる電子計算機情報抜取り事案を踏まえ、データの無断持ち出し防止策及び私有可搬記憶媒体の使用防止策に積極的に取り組んだり、自隊における過去の事案を教訓として積極的に活用し、隊員に対しその原因等を含め具体的に分かりやすく教育している上級司令部等も存在した。

他方で、近年、隷下部隊でファイル交換ソフトによる情報流出事案及びUSB紛失事案が複数生起しているにもかかわらず、上級司令部における再発防止のための教育が、時間的にも内容的にも不十分な事例も認められた。

情報漏えい等事案の再発防止のための上級司令部等における取組状況については、更に監察を実施する。

## **4 今後の予定**

「情報漏えい等の未然防止」については、平成24年度においても監察を継続する。

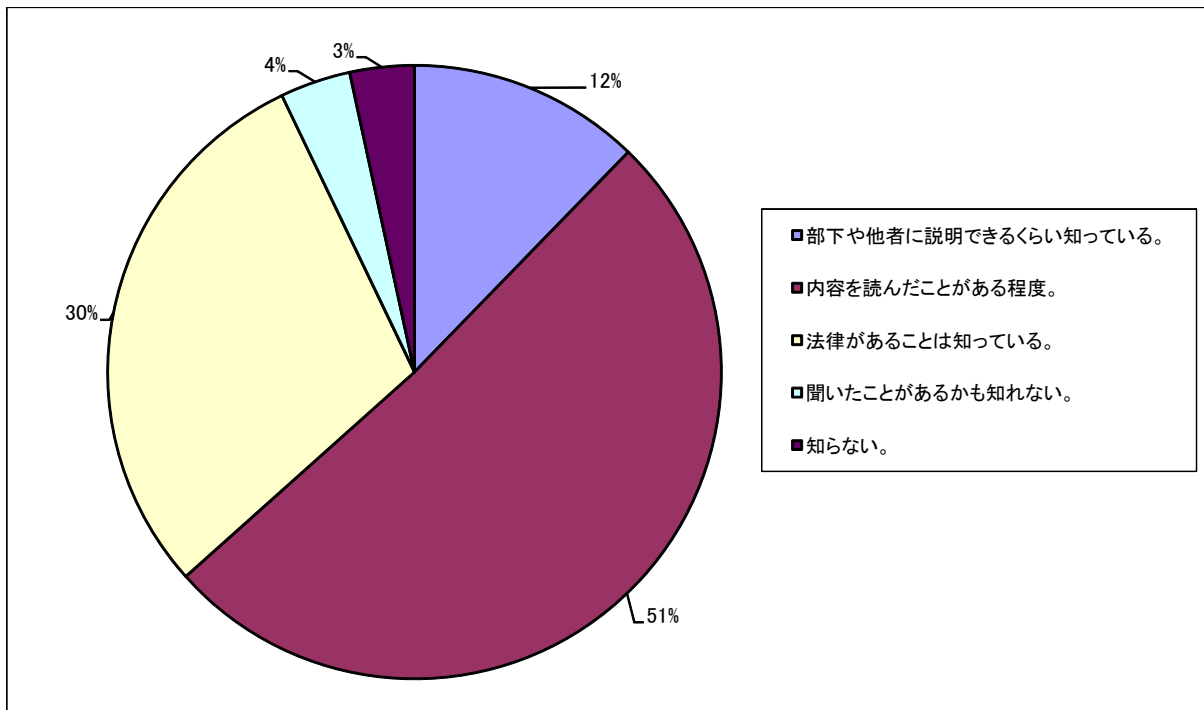
## アンケート実施対象機関等（入札談合防止）

対象機関等（回答者数）	
陸上自衛隊 （ 4 1 9 ）	関西補給処（ 1 8 8 ） 九州補給処（ 2 3 1 ）
海上自衛隊 （ 8 7 5 ）	補給本部（ 2 9 5 ） 航空補給処（ 1 9 4 ） 佐世保地方隊（ 3 8 6 ）
航空自衛隊 （ 2 5 2 ）	第 2 補給処（ 2 5 2 ）
技術研究本部 （ 3 4 6 ）	内部部局（ 3 4 6 ）
防衛医科大学校（ 2 0 5 ）	
合 計（ 2, 0 9 7 ）	

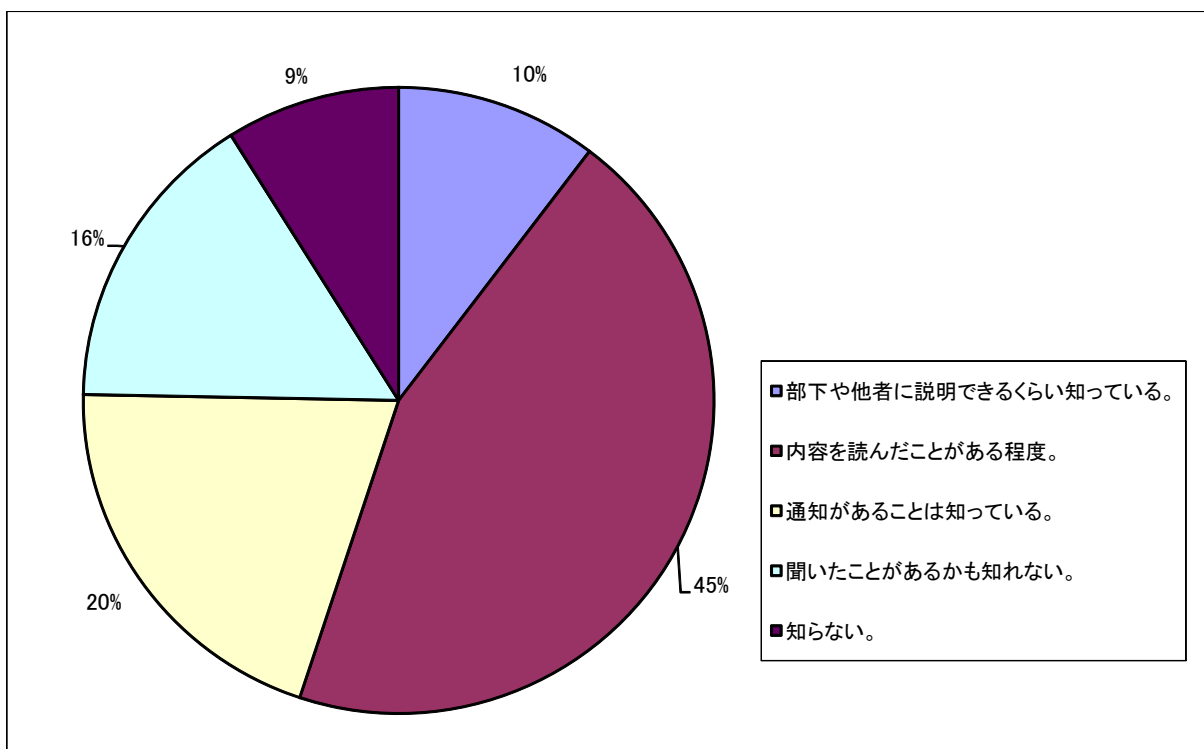
アンケート結果の概要（入札談合防止）

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合に関する法律の内容について知っていますか。

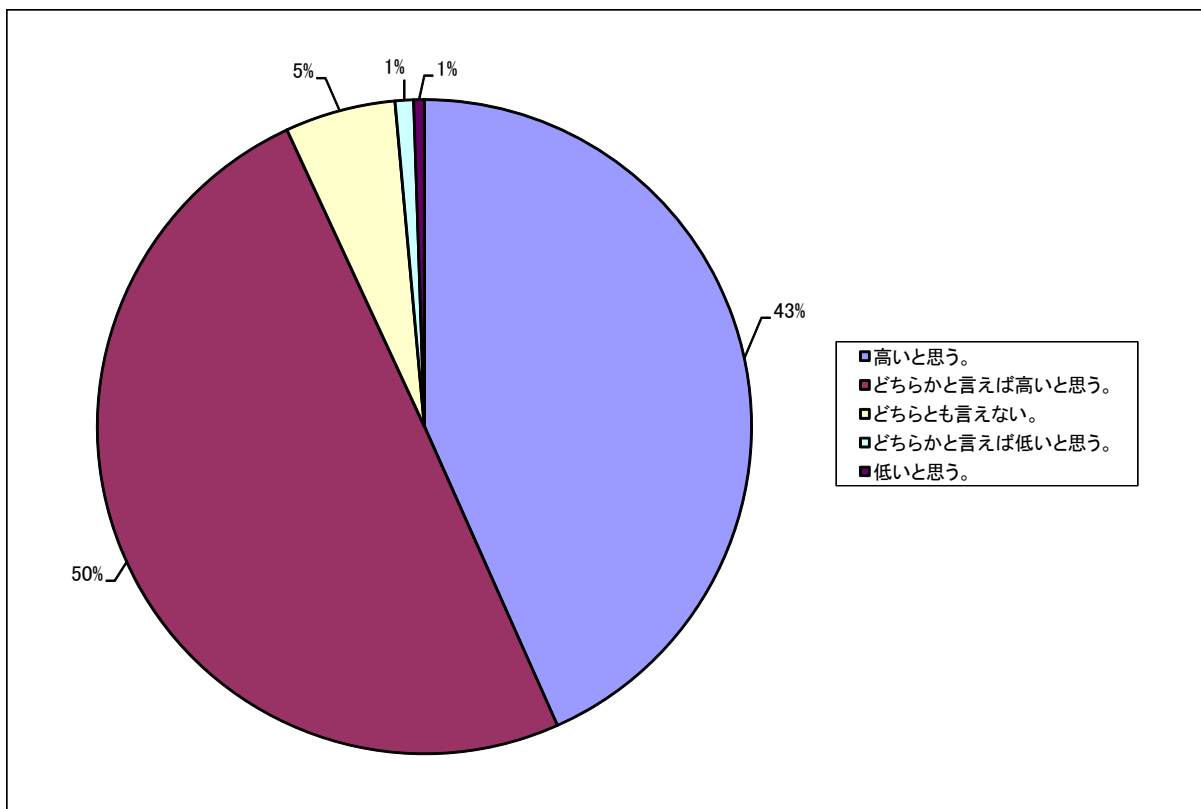


(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達の適正化について」等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



## 2 入札談合防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合の防止に対する意識についてどう思いますか。



## 実地監察の対象機関等（入札談合防止）

年度	対象機関等	
19	陸上自衛隊	補給統制本部
	海上自衛隊	海上幕僚監部
		補給本部
	航空自衛隊	補給本部
	技術研究本部	内部部局
	装備施設本部	
20	陸上自衛隊	北海道補給処
	海上自衛隊	呉地方隊
	航空自衛隊	第1補給処
	地方防衛局	北関東防衛局、沖縄防衛局
21	防衛大学校	
	統合幕僚監部	
	情報本部	
	地方防衛局	中国四国防衛局、南関東防衛局、東北防衛局
22	陸上自衛隊	補給統制本部
		関東補給処
	海上自衛隊	横須賀地方隊
		艦船補給処
	航空自衛隊	第3補給処
		第4補給処
地方防衛局等	北海道防衛局、帯広防衛支局 近畿中部防衛局、東海防衛支局 九州防衛局、熊本防衛支局	
23	陸上自衛隊	関西補給処
		九州補給処
	海上自衛隊	補給本部
		航空補給処
		佐世保地方隊
	航空自衛隊	第2補給処
	技術研究本部	内部部局
防衛医科大学校		

## 実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）

対象機関等		
統合幕僚監部		
陸上自衛隊	陸上幕僚監部	
	幹部候補生学校	
	高等工科学校	
	西部方面総監部 西部方面会計隊 健軍駐屯地業務隊	
	中部方面総監部 同付隊 中部方面会計隊 伊丹駐屯地業務隊	
	第 7 師団 東千歳駐屯地業務隊 第 3 2 4 会計隊	
	第 1 1 旅団 真駒内駐屯地業務隊 第 3 2 5 会計隊	
	小平学校	
	海上自衛隊	海上幕僚監部
		第 2 術科学校
呉地方総監部		
航空集団司令部 第 4 航空群		
航空自衛隊	航空幕僚監部	
	幹部候補生学校	
	西部航空方面隊司令部 西部航空警戒管制団 同西部防空管制群 同 4 3 警戒群 同第 3 移動警戒隊 同整備補給群 同基地業務群 第 2 高射群 同指揮所運用隊 西部航空方面隊司令部支援飛行隊 西部航空音楽隊	
	南西航空混成団司令部 第 8 3 航空隊	
	内部部局	
	技術研究本部	艦艇装備研究所



## 実地監察の対象機関等（個人情報保護の状況）

対象機関等	
統合幕僚監部	
陸上自衛隊	陸上幕僚監部
海上自衛隊	海上幕僚監部
航空自衛隊	航空幕僚監部
内部部局	

## 実地監察の対象機関等（情報漏えい等の未然防止）

対象機関等	
自衛隊指揮通信システム隊	
陸上自衛隊	中部方面総監部 同付隊 中部方面会計隊 伊丹駐屯地業務隊
海上自衛隊	自衛艦隊司令部 護衛艦隊司令部
	航空集団司令部 第 4 航空群
航空自衛隊	南西航空混成団司令部 第 8 3 航空隊